〈障害法学会　判例研究Ⅱ「聴覚障害児の逸失利益」レジュメ〉　　　　　　　　　　2024年11月2日

**「大阪地判令和5･2･27の問題点」**

摂南大学教授 城内　明

【目次】

1. はじめに
2. 障害者についての無知と偏見
3. 障害による差別
4. 差別の再生産
5. おわりに

**1．はじめに**

【検討対象判例】　大阪地判令和5･2･27判タ1516号198頁（以下「本判決」）

* 争点：若年未就労の聴覚障害者の逸失利益算定方法
* 本判決の結論：賃金センサス全労働者平均賃金の85%相当額を基礎収入とした算定

↑↑↑

15%減額の正当化根拠は？

**2．障害者についての無知と偏見**

【減額根拠①】「聴力障害がコミュニケーションを制限することにより労働能力を制限し得る事実であること自体は否定することができ(ない)」

　　　　　　　　↑↑↑

「障害によって労働能力の発揮が相当程度阻害されることは否定し難い」(広島高判令和3･9･10判時2516号58頁))との判断と実質的に同義。

「安優香には感音性難聴があったところ、聴力障害は、労災保険法施行規則や自賠法施行令別表第2においてその程度に応じて後遺障害の等級が定められ、労働能力喪失率が定められている。これは聴力障害によって就労の上で他者とのコミュニケーションが制限され、その結果、労働能力が制限されることを前提としたものと認められ、聴力障害によって労働能力喪失率表どおりに労働能力が制限されるとみるべきかは別としても、聴力障害が労働能力を制限し得る事実であること自体は否定することができない」(本判決)

* 労働能力喪失率

：「聴力障害がなかった者が事故や災害により突然聴力障害を生じた場合に、賠償や補償を速やかにかつ検査結果等に基づいて平等に行うことを目的として設けられた基準」。障害者でない者が、事故により障害を負った際に、事故によって生じた被害の大きさを把握するための一応の目安に過ぎない!!

↑↑↑

本判決で問われているのは、障害によっていったん喪失・制約された労働能力の獲得ないし回復可能性(←場面が違う!!)。安優香さんは、先天的な聴力障害を「所与のものとして対応する能力」を「特別の努力」によって身に付けてきた!!

↑↑↑

「本人において労働能力低下による収入の減少を回復すべく特別の努力をしている」場合等には、実際には減収がない場合でも逸失利益を認定できる(最判昭和56･12･22民集35巻9号1350頁)。(←判例は、被害者の「特別の努力」が、労働能力の低下を補いうることを当然の前提としている!!)

「先天的に聴力障害があり、これを所与のものとして対応する能力を身に付けた者の労働能力については、必ずしもこれを参考にすることはできない」(本判決)

　↑↑↑（・・・それなのに？）

「聴力障害が労働能力を制限し得る事実であること自体は否定することができない」(本判決)

* 聴覚障害者に対する教育の充実
* 大学等への進学率の向上
* 雇用者に占める若年者の割合（今後の平均収入の上昇が予測される!!）
* 障害者法制の整備が進み、必要かつ合理的な配慮がされなければならないという理念が社会に浸透
* 音声認識アプリ等のテクノロジーの加速的な進歩

↑↑↑

にもかかわらず、本判決は、「聴力障害が労働能力に与える影響」を測る上で参考にならないはずの労働能力喪失率の定めを根拠として、聴力障害が労働能力を制限し得る事実であること自体は否定できないとの結論を導いた!!

　　　　⇒　もはや「証拠による事実認定」ではない!!

裁判所の思い込み（＝「無知」と「偏見」）が「顕著な事実」(民訴法179条)として扱われ、結論を導いたとしか考えられない!! （←根深い偏見・差別は不可視化される!!）

* なお、原告らは、控訴審において、聴覚言語障害児教育学を専門とする宮城教育大学の松崎丈教授を証人として、コミュニケーション能力が聴力の問題ではなく、情報を処理する脳の問題であることを立証し、聴力障害がコミュニケーション能力に与える影響を理論的に否定する。

**3．障害による差別**

* 何をどこまで立証すれば、労働能力の獲得・回復が認められるのか？

↑↑↑

本判決は、以下を立証した被害者につき、労働能力の獲得・回復を否定!!

* 「勉学や他者との関わりに対する意欲と両親による支援が十分にあり、年齢相応の学力や思考力を身に付けていく蓋然性があった」こと
* 「将来様々な就労可能性」があったこと
* 職場でのコミュニケーションについても、様々な企業等において普及し、今後の加速的な進歩も見込まれる音声認識アプリを活用することで、改善され得ること
* 「将来、障害者の就労に関する法律の整備がさらに進むとともに、必要かつ合理的な配慮がされなければならないという理念が社会に浸透する」であろうこと
* 民事訴訟における原則は「蓋然性」の立証。11歳の小学生の未来など分からない？

↑↑↑

障害のない若年未就労者も同様。

現行実務は、障害を有さない若年未就労者に対しては、被害者の能力証明なしに、賃金センサスの平均賃金をもって逸失利益を算定。（＝賃金センサスの平均賃金を稼ぐ蓋然性の限り、若年者の有する「可能性」を踏まえ、厳密な意味においては、将来、平均賃金を稼ぎ得る「蓋然性」が立証されたといえない被害者についても、その「可能性」をもって「蓋然性」を認定する。）

↑↑↑

安優香さんにも、「可能性」による「蓋然性」の立証は、当然に認められるはず!!

　⇒　聴力障害が労働能力を制限すると考える根拠が、聴力障害によって就労の上で他者とのコミュニケーションが制限されることにあるとするなら、原告らは、音声認識アプリ等の適切な使用により、合理的配慮が提供される限り、就労におけるコミュニケーション上の障壁を、技術的に除去し得る具体的可能性が存することを示せばよく、それで足りる!!

　　　↑↑↑

しかし、本判決は、「可能性」の立証にとどまらない立証を行った原告らに対し、「可能性」による「蓋然性」の立証を認めなかった（＝【減額根拠②】）

↑↑↑

「障害による差別」(障害者基本法4条)!

**4．差別の再生産**

【減額根拠③】　現在の労働市場における聴覚障害者の賃金水準

* 平成30年障害者雇用実態調査における週所定労働時間が30時間以上である聴覚障害者の平均収入は、同年の全労働者平均賃金の約7割。
* 収入が高水準にあるパナソニック社の令和元年の聴覚障害者の平均年収は、同社全体の平均年収の約6割。令和元年の全労働者平均賃金を若干下回る。

(この賃金格差は、)「従来、聴覚障害児に対してその障害に対応する有効な教育が必ずしも十分にされなかった時期があることや、障害に配慮した就労の機会や環境が提供されてこなかったこともその原因となっている可能性」があるとしても、「聴力障害がコミュニケーションを制限することにより労働能力を制限し得る事実であること自体は否定することができず、聴覚障害者と障害がない者との収入の差は、聴力障害による労働能力の制限も原因となっていると認められるから、基礎収入について、この事実をないものとして検討することはできない」(本判決)

↑↑↑

下線部は、証拠に基づかない裁判所の「無知」と「偏見」による「思い込み」(上述)。

ただし、逸失利益を算定するにあたり、統計を利用すること自体は、一般的な方法。また、統計利用にあたって、できる限り対象者の属性に近い統計を利用すべきであることも、一般論としては否定できない。

⇒　若年未就労の障害者の逸失利益を算定するにあたって、障害者の統計を参照することの問題点を明確にしておく必要!!

　【障害者の賃金統計により若年未就労の障害者の逸失利益を算定することの問題点】

1. 統計には、最新の就労支援機器の活用による労働能力の獲得・回復の可能性が反映されていない!!
2. 統計には、障害者でない労働者と同等に働くことが難しい者、体力等の問題から、そもそもそうした就労を望まない者が含まれる（＝母集団の性質上、統計上の賃金格差は当然。統計上の格差が、全ての障害者について、障害者でない労働者と同等の稼働能力を否定する根拠となるわけではない!!）
3. ｢障害者の中には、使用者から合理的な配慮を得られずに、能力を発揮する機会を十分に得られなかった者がい(る)｣のであって、「障害者雇用実態調査における『きまって支給される給与』の額にはそのような労働者の賃金が反映されている可能性」が否定できない(本判決)。（＝裁判所が参照し得る統計には、労働市場に残存する違法な「障害による差別」が反映されている!!）

　　　　　　　　　　 　　　 ↑↑↑

社会に根付いた差別は、一朝一夕に解消されるものではない。障害者差別解消法上、「国」は、障害者差別解消に責務を負う。仮に、差別を反映した統計に基づき、被害者の将来の逸失利益を算定するとすれば、これは、裁判所による「差別の再生産」にほかならない!!

**5．おわりに**

* 「**聴覚障害をもって生まれたらどんなに努力しても無駄なのか**」(原告コメント)

↑↑↑

1. なぜ、障害があるだけで、労働能力は回復不可能と決めつけられなければならないのか？

↑↑↑

労働能力の獲得・回復可能性を、自らの人生により実証する機会を奪ったのは加害者。この機会が奪われた今になって、どんなに努力しても無理だったと決めつけるのは、安優香さんがご両親と共に積み重ねてきた「特別の努力」の価値を否定し、安優香さんが生きてきた11年間を侮辱することにほかならない!!

1. なぜ、障害があるだけで、他のお子さんと同じに扱ってもらえないのか？

↑↑↑

等しい者を等しく扱うのが正義の要請。「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」(障害者基本法1条)社会ではなかったのか？

1. なぜ、新しい時代を生きるはずだった安優香さんが、今の社会の現実に縛られなければならないのか？

↑↑↑

国家機関たる裁判所には、社会を変えていく責任がある!!

【参考文献一覧】

城内明「障害者の逸失利益算定方法に係る一考察」末川民事法研究5号(2019年)17頁

　同「未就労の視覚障害者の逸失利益算定方法[判決/山口地方裁判所下関支部令和2.9.15]」新・判例　解説Watch28号（2021年）91頁

同「視覚・聴覚障害者の損害賠償額の算定─若年・未就労の視覚・聴覚障害者の逸失利益算定に係る基礎収入額について─」摂南法学59号(2021年)99頁

同「逸失利益賠償に係る一考察　－広島高判令和3年9月10日を手がかりとして」『後藤巻則先生古稀記念－民法・消費者法理論の展開』(弘文堂,2022年)463頁

　同「若手未就労の障害者の逸失利益算定方法について」交通法研究51号(2024年)140頁

　同「第10章　障害のある人の事故：損害額の算定方法について考える」『講座 障害法』第2巻所収（生活書院,2025年(予定)）

吉村良一「障害児死亡における損害賠償額の算定について」立命387・388号(2019年)521頁

　同「障害児・年少者死亡における損害賠償（逸失利益）額の算定・再論」立命408号(2023年)327頁

若林三奈「判批」リマークス66号(2023年)46頁

　同「若年者の逸失利益・緒論－障害による減額は公平か」龍法56巻4号(2024年)211頁